

第三回参議院法務委員会會議 録 第一二号

昭和二十三年十一月十日(水曜日)午後二時三十八分開会

本日の會議に付した事件

○副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案(内閣提出)

○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(伊藤修君) それではこれより法務委員会を開会いたします。

○委員(木内曾益君) 副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案の御説明申し上げます。

○政府委員(木内曾益君) 副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案の御説明申し上げます。

○政府委員(佐藤隆佐君) 戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律案の御説明申し上げます。

○政府委員(佐藤隆佐君) 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案の御説明申し上げます。

第五部 法務委員会會議録第二号

昭和二十三年十一月十日【参議院】

公務員の職に在つた者で、「副検事選考委員会の選考を経たものの中からこれを任命することができる」のであるが、この任命資格を有する者を以てその定員を充たすことが困難でありましたので、第一回國會において副検事の任命資格の特例に関する法律を制定しまして、その「施行の日から一年以内に限り、副検事は「檢察廳法第十八條第二項の規定にかかわらず、副検事の職務に必要な学識経験のある者で副検事選考委員会の選考を経たものの中からこれを任命することができ」る」といたしまして、檢察事務官、警察官等より廣く人材を登用することにいたしましたのであります。その後政府におきましてはこの特例法律によりまして鋭意副検事の充員に努力して來たのであります。現在までに二百三十七名を任命し得たに止まりまして、正規資格により任命せられた、百十八名を加へても、定員五百三十名に対して尙百七十五名の欠員を残しておる状態であり、而も刑事訴訟法に伴ひまして、檢察事務はますます多忙となることが予想されるのであります。檢察官の増員は必ずであります。これを檢察のみを以て充たすことが到底困難でありまして、その大部分は副検事を以てこれに充てなければならぬ次第であります。これらの副検事を任命いたしますには、今後も任命資格の特例によらなければならぬのであります。この特例法律は、本年十二月十七日以後

はその効力を失うことになつておりますので、これを更に一年間延長することといたしまして、この現状に對処いたしたいと思つた次第であります。

○委員長(伊藤修君) 別に御質疑がなければ質疑は……

○委員(伊藤修君) 又改めて質疑をして頂いてもよろしいのですが、……よろしいですか。

○委員(伊藤修君) よろしいでございますか、じゃ本法に對する質疑は後日にすることに御異議ありませんか。

○委員(伊藤修君) ではさう決定いたします。それでは次に本委員会に本付託となりました戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律案を議題に供します。先ず政府委員の本法案の提案理由並びに内容の御説明をお願いします。

○政府委員(佐藤隆佐君) 戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

戸籍手数料の額は、昭和二十二年政令第二百一十号で、同年十月一日から五円に増額され、右政令はそのままの内容で、本年六月戸籍手数料の額を定める法律に切り換えられ現在に至つているのであります。右増額以來、物價の騰勢は依然として続き、日本銀行統計局作成の物價指數表により、例を東京小賣物價及び同卸賣物價にとつて見ましても、右増額當時に比べ、いづれも二倍以上となつており、又戸籍の謄、抄本を作成するに要する実費を、實地について調査いたして見ましても、昨年の約三倍となつておりまして、現行手数料を以ては、戸籍の謄、抄本を作成するに要する実費を償うに足らない状態であり、

このため戸籍事務に要する経費を負担しております地方公共團體の財政的負担は、いよ／＼大きく、この際戸籍手数料の額を増額をいたしますことは、諸経費の増大に悩む地方公共團體の強い要望に答へ、延いては戸籍事務の円滑な運営を計るゆへんでもあります。よつてここに戸籍手数料の額を増額するため、この法律案を提出した次第であります。

以下その内容の概略を申し上げます。戸籍手数料の額を定める法律第二條は、閱覽手数料に関する規定でありまして、現在戸籍簿、除籍簿、届書その他市町村長の受理した書類、又は戸籍訂正申請書類の閱覽手数料は、一回につき五円と定めておりますが、これを十二円に増額いたします。

同法第三條は謄、抄本交付手数料に関する規定でありまして、現在戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付手数料は一枚につき五円と定めており

ますが、これも十二円に増額いたします。

同法第四條はいわゆる記載事項及び受理証明の手数料に関する規定でありまして、現在右謄本若しくは抄本の記載事項に変更がないことの証明、戸籍若しくは除かれた戸籍に記載した事項に関する証明、又は届出若しくは申請受理の証明書、届書その他市町村長の受理した書類、若しくは戸籍訂正申請書類の記載事項の証明書の交付の手数料は、一件につき五円と定めておりますが、これも亦十二円に増額することいたしました。

右増額の割合は、大体現在の二倍半に足らずでありまして、前述の物價指數と戸籍謄、抄本作成に要する実費を標準といたしました。

以上がこの法律案提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上速かに可決せられんことをお願い申し上げます。

○委員(伊藤修君) 本案に對する質疑も他日に譲るに御異議ありませんか。

○委員(伊藤修君) ではさう決定いたします。

○委員(伊藤修君) 次に本委員会に予備審査のために付託せられましたところの、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。先ず政府委員の本法案に對する提案理由の御説明並びに内容の御説明をお願いします。

○政府委員(佐藤隆佐君) 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案の御説明申し上げます。

○政府委員(佐藤隆佐君) 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案の御説明申し上げます。

○政府委員(佐藤隆佐君) 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案の御説明申し上げます。

第五部 法務委員会會議録第二号

昭和二十三年十一月十日【参議院】

案理由を御説明申し上げます。

民事、刑事の訴訟費用及び執行吏手数料等は、御承知の通り、それ〴〵民事訴訟費用法、刑事訴訟費用法及び執行吏手数料規則の三法律に規定されているのでありますが、戦時中の諸物價の高騰に應じて、臨時的にこれらを増額するため、訴訟費用等臨時措置法が制定され、更に引続く諸物價の高騰に伴い一昨年九月及び昨年十一月と再三増額を見たのであります。

然るに、その後一年間の経済情勢の変遷は、眞に甚だしく、例を日本銀行統計局調査の東京における小賣物價指數にとつてみましても、本年七月の物價は、昨年同期の物價に比して約三倍の高騰を示し、現行手数料等の額は、全く実情に副わぬものとなりました。このため民事、刑事の訴訟関係者は、非常に重い負担を強いられるに至り、又執行吏は現在の収入を以てしてはその生計を維持することが極めて困難な状態にありまして、延いては民事、刑事の訴訟や、強制執行制度の円滑な運行にも支障を來たす虞がある状態に立ち至つてゐるのであります。よつて政府はこの際更に暫定的に右手数料等の額を増額して、現状を打開するためにこの法律案を提出いたしました次第であります。

以下改正の要点を申し上げます。

第一は民事、刑事の訴訟費用及び執行吏の手数料等を現狀に即するように増額した点でありまして、今回の改正の眼目とするところであります。増額の程度は物價指數により、大体現行の二倍半から三倍程度にいたしました。但し旅費、日当、宿泊料も同じく現行の三倍程度の増額になつていますが、

その算定の基礎は、事の性質上諸官廳における内國旅費支給規定に準じてこれを定めたのであります。第二條、第三條、第四條第一項、第四項及び第五項の改正規定が即ちそれでありませう。

第二は、執行吏の差押及び競賣手数料の計算方法を改めた点であります。この手数料は、債権額又は競賣金額の多寡に應じて定められるものでありまして、現行法では手数料計算の標準となる債権額又は競賣金額を五万円以下六段階に分けてあるますが、現在ではこの分け方はすでに細かき過ぎ、且つ五万円を超る場合に適当な段階が設けてないため手数料の算定に適正を欠く憾みがありますので、今回の改正では十万円以下を六段階に分け、且つ一事件の平均金額の騰貴及び手数料の減率等を考慮しまして、各段階毎に適當な手数料額を規定することにいたしました。第四條第二項及び第三項の改正規定がそれでありませう。

以上がこの法律案提案の理由であります。何卒慎重御審議の上速かに可決せられんことをお願い申し上げます。

○委員長(伊藤修君) では本案に對しましては、前通り後日質疑を継続したいと思ひます。

次に本委員会に予備審査のために付託せられましたところの罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案を議題に供します。先ず本案の提案理由並びに内容の御説明を政府委員にお願いいたします。

○政府委員(佐藤藤佐君) 罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定

める法律案の提案理由を御説明申し上げます。

罹災都市借地借家臨時処理法は、或いは罹災建物の旧借主に優先的に借地権を取得させ、或いは罹災地の借地権で今後存続させる意思のないと認められるものを、貸主の側から消滅させる等の途を開き、これらに関連する借地借家関係を調査して、戦争による罹災都市の急速な復興を図ることを目的として制定されたのであります。同法第二十五條の二の規定によりまして、

戦災の場合のみならず、別に法律で指定した火災、震災、風水害その他の災害の場合にも同法の規定を適用して、かかる災害地の復興の促進に資することとなつております。そしてその適用地区は同法第二十七條第二項の規定によりまして、これ亦災害毎に別に法律で定めることとなつてゐるのであります。

昭和二十三年六月二十八日北陸地方に起つた震災及びこれに伴つて発生した火災、同年七月二十四日福井地方に起つた水害並びに同年九月十六日東北地に起つた風水害につきまして、その被害状況及びこれらの地区における借地借家関係等を慎重に調査検討いたしましたところ、これらの災害につき同地区にも罹災都市借地借家臨時処理法の規定を適用することといたしました。

○委員長(伊藤修君) 本案につきましても質疑は前同様後日にいたします。次に前同様、本委員会に付託されました下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律(昭和二十二年法律第六十三号)の一部を改正する法律案の提案理由並びに内容の御説明を伺います。

○政府委員(佐藤藤佐君) 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律(昭和二十二年法律第六十三号)の一部を改正する法律案(昭和三十二年法律第六十三号)の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

この法律は、新憲法第七十六條第一項及び裁判所法第二條第二項の規定に基づき、高等裁判所以下の下級裁判所の設立及び管轄区域について規定したものであります。昭和二十二年四月法律第六十三号として制定公布せられ、同年七月法律第八十九号を以て、その一部が改正せられて今日に至つたのであります。今更に次のような改正を要することになりましたので、この法案を提出いたしました次第であります。

即ち、その改正の第一点は、家庭裁判所の設立及び管轄区域に関する規定を設けることとあります。先の第二回國會において少年法を改正する法律(昭和二十三年法律第二十八号)が成立し、昭和二十四年一月一日から施行せられることになつておりますが、この法律の改正に伴い、政府は下級裁判所の一種として、少年法で定める少年に対する保護事件の審判及び同法で定める成人に対する刑事事件の裁判の外、家事審判法で定める家庭に関する事件の審判及び調停を行わせるため、家庭裁判所を設置する必要を認め、別途裁判所法の一部を改正する等の法律案を提出いたしました次第であります。この家庭裁判所は、その取扱事件が重

要且つ廣汎なものである關係上、少くとも各地方裁判所の所在地に一つづつこれを設け、その管轄区域も所在地を同じくする地方裁判所のと同一とするのが適當と認め、その趣旨の規定を設けようとするのであります。

その第二点は、土地の状況及び交通の便否等に鑑み、簡易裁判所の管轄区域を是正することとあります。簡易裁判所は裁判所法の制定に伴い、全國を通じて五百五十九箇所に新たに設立せられたのであります。設立後一年有余の実績に鑑み、その管轄区域の変更を要するものが、あることが判明いたしましたので、土地の状況及び交通の便否等実情に即して、その是正をしようとするのであります。この管轄区域の変更は全國を通じて二十四箇所に及んでおるのであります。いずれも当該市町村の外、関係官公署及び地元弁護士会等の意向を徴して慎重に決定したものであります。

第三点は宇都宮地方裁判所管内の日光簡易裁判所及び名古屋地方裁判所管内の中川簡易裁判所の所在地の移轉及び名称の変更の点であります。これらの簡易裁判所は、それ〴〵栃木縣上都賀郡日光町及び名古屋市中川区に設置せられてゐるのであります。その廳舎の都合等止むを得ない事由によつて、これをそれ〴〵同縣今市及び同市中村区に移轉し、その名称をそれ〴〵栃木今市簡易裁判所及び愛知中村簡易裁判所と改称しようとするものであります。

又第四点は裁判所の管轄区域の基準となつた市町村その他の行政区画の名称等に変更のあつたことに伴い、この法律の別表を訂正する点であります。

即ち従前の町や村が合併して市又は町となり、又市町村の名称が変更せられる等裁判所の管轄区域の基準となつた行政区画に変更がある場合に、これに従つてこの法律の別表中に記載せられた市町村名等を訂正しようとする点であります。

以上誠に簡単ではありませんがこの法律案の要点について御説明申し上げます。何卒慎重御審議の上速かに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(伊藤修君) 何か最後の法案につきまして御質議ありませんか。別に御質議もなければ、これも次回に質議をお譲りして御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(伊藤修君) ではさよういたします。明日は午後一時から法務委員会を開会いたしたいと存じます。本日はこれをもつて散会いたします。

午後三時一分散会
出席者は左の通り。

理事 伊藤 修君

委員 鬼丸 義齋君
岡部 常君
宮城タマヨ君

齋 武雄君
鈴木 安孝君
深川タマエ君
來馬 琢道君
松井 道夫君

政府委員 検務長官 木内 曾益君
法務行政長官 佐藤 藤佐君

十月二十三日日本委員会に左の事件を付託された。

一、鹿兒島縣に福岡高等裁判所支部設置の請願(第二十号)
一、郡山市に仙台高等裁判所支部設置の請願(第二十三号)
一、大垣市に刑務所支所設置の請願(第三十三号)

第二十号 昭和二十三年十月十一日受理
鹿兒島縣に福岡高等裁判所支部設置の請願

請願者 鹿兒島縣知事 重成格 外七名

紹介議員 前之園喜一郎君
鹿兒島縣は南九州の中心として交通上主要な地位を占め、福岡高等裁判所支部を本縣に設置せられることが最も適当で、縣民の権利行使上経済的に制約されているから、同支部を設置されたいとの請願。

第二十三号 昭和二十三年十月十一日受理
郡山市に仙台高等裁判所支部設置の請願

請願者 福島縣郡山市長 本間善庫

紹介議員 橋本萬右衛門君
裁判所法によつて裁判所の構成と事件の管轄が変更されたため、交通不便の地方の者には、経済事情や交通難から控訴の申立を取止めることとなつて、憲法第三十二條の趣旨にも反するから地理的に見て東北の要地であり発展的必然性として訴訟件数も増加の傾向に

ある郡山市に仙台高等裁判所支部を設置せられたいとの請願。

第三十三号 昭和二十三年十月十二日受理
大垣市に刑務所支所設置の請願

請願者 大垣市長 川井一外五名

紹介議員 伊藤 修君
大垣市裁判所管内一市五郡の区域にわたる犯罪者は、現在大垣市警察署留置場に收容されているが、定員二十四名のところつねにその倍数をこえて留置している現状で人権じゆうりんの非難をうけ容疑者、未決囚も留置できず犯罪調査に重大なる支障を生じているから、速かに独立の刑務所支所を設置せられたいとの請願。

第十四号 昭和二十三年十月十四日受理
倉敷簡易裁判所檢察廳の昇格並びに岡山刑務所倉敷支所設置の陳情

岡山縣吉備郡岡田村長 武本又次郎外二十八名

岡山縣吉備郡を管轄する岡山地方裁判所並びに同檢察廳は取扱事件が非常に多いので関係者は出頭のため非常な不便をしのんで伯備線或は吉備線を経由して倉敷で乗りかえて有様であるから、縣下第三位の都市である倉敷市所在の倉敷簡易裁判所並びに同檢察廳を地方裁判所支部の地方檢察廳支部に昇格し、併せて岡山刑務所倉敷支所を設置せられたいとの陳情。

十一月九日日本委員会に左の事件を付託された。
一、副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案

一、戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律案

副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案
副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案

副検事の任命資格の特例に関する法律(昭和二十二年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。
「一年以内」を「二年以内」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律案
戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律案
戸籍手数料の額を定める法律(昭和二十三年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。
第二條、第三條並びに第四條第一項及び第二項中「五円」を「十二円」に改める。

附則
この法律は、公布の日から起算して十五日を経過した日から、施行する。

「五百圓マデ」 十五圓
「二千圓マデ」 二十五圓
「五千圓マデ」 三十五圓
「一萬圓マデ」 四十五圓
「三萬圓マデ」 六十圓
「五萬圓マデ」 七十五圓
「五萬圓ヲ超ユルトキ百圓」

同日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案
一、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

一、罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案
訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

第二條中「二十五倍」を「七十倍」に改める。
第三條中「四十圓」を「百二十圓」に、「百二十圓」を「三百六十圓」に、「二百圓」を「六百圓」に、「百五十圓」を「四百八十圓」に、「八圓」を「二十四圓」に改める。

第四條第一項中「三圓」を「十五圓」に、「一圓五十錢」を「五圓」に、「三圓六十錢」を「十二圓」に、同條第二

「五百圓マデ」 二十圓
「二千圓マデ」 三十圓
「五千圓マデ」 四十五圓
「一萬圓マデ」 六十圓
「三萬圓マデ」 百圓
「五萬圓マデ」 百五十圓
「五萬圓ヲ超ユルトキ二百圓」

「五百圓マデ」三十圓 「五百円マデ」四十円
 「二千圓マデ」六十五圓 「二千円マデ」八十円
 「五千圓マデ」百圓 「五千円マデ」百三十円
 一萬圓マデ 百五十圓 一万円マデ 二百円
 三萬圓マデ 二百五十圓 五万円マデ 四百円
 五萬圓マデ 三百五十圓 十万円マデ 六百円
 キハ一萬圓毎ニ四十圓ヲ加フ但シ一萬圓ニ滿タサルモ一萬圓ト看做シテ算定ス
 「十万円ヲ超ユルトキハ二万円毎ニ百円ヲ加フ但シ二万円ニ滿タサルモ二万円ト看做シテ算定ス」に、同條第四項中「十八圓」を「六十円」に、「四十五圓」を「百四十円」に、「八圓」を「二十四円」に、「二百圓」を「六百円」に、「百五十圓」を「四百八十円」に、同條第五項中「二十七倍」を「八十五倍」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して十五日を経過した日から施行する。
 2 この法律施行前に要した費用については、なお従前の例による。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案
 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案
 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律（昭和二十二年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一條中「別表第三表」を「別表第四表」に改め、「地方裁判所を」の下に「別表第三表の通り家庭裁判所を、」を加える。

第二條中「別表第四表」を「別表第五表」に改め、「地方裁判所」の下に「家庭裁判所」を加える。

別表中「第三表」を「第四表」に、「第四表」を「第五表」に改め、別表第二表の次に次の一表を加える。

(第三表)

名	称	所在地
東京家庭裁判所		東京都
横濱家庭裁判所		横濱市
浦和家庭裁判所		浦和市
千葉家庭裁判所		千葉市
水戸家庭裁判所		水戸市
宇都宮家庭裁判所		宇都宮市
前橋家庭裁判所		前橋市
静岡家庭裁判所		静岡市
甲府家庭裁判所		甲府市
長野家庭裁判所		長野市
新潟家庭裁判所		新潟市

大阪家庭裁判所
 京都家庭裁判所
 神戸家庭裁判所
 奈良家庭裁判所
 大津家庭裁判所
 和歌山家庭裁判所
 名古屋家庭裁判所
 津家庭裁判所
 岐阜家庭裁判所
 福井家庭裁判所
 金澤家庭裁判所
 富山家庭裁判所
 廣島家庭裁判所
 山口家庭裁判所
 岡山家庭裁判所
 鳥取家庭裁判所
 松江家庭裁判所
 福岡家庭裁判所
 佐賀家庭裁判所
 長崎家庭裁判所
 大分家庭裁判所
 熊本家庭裁判所
 鹿児島家庭裁判所
 宮崎家庭裁判所
 仙臺家庭裁判所
 福島家庭裁判所
 山形家庭裁判所
 盛岡家庭裁判所
 秋田家庭裁判所
 青森家庭裁判所
 札幌家庭裁判所
 函館家庭裁判所
 旭川家庭裁判所
 釧路家庭裁判所
 高松家庭裁判所
 徳島家庭裁判所
 高知家庭裁判所
 松山家庭裁判所

大阪市
 京都市
 神戸市
 奈良市
 大津市
 和歌山市
 名古屋市
 津市
 岐阜市
 福井市
 金澤市
 富山市
 廣島市
 山口市
 岡山市
 鳥取市
 松江市
 福岡市
 佐賀市
 長崎市
 大分市
 熊本市
 鹿児島市
 宮崎市
 仙臺市
 福島市
 山形市
 盛岡市
 秋田市
 青森市
 札幌市
 函館市
 旭川市
 釧路市
 高松市
 徳島市
 高知市
 松山市

別表第四表名称の欄中「日光簡易裁判所」を「栃木今市簡易裁判所」に、「群馬太田簡易裁判所」を「太田簡易裁判所」に、「中川簡易裁判所」を「愛知中村簡易裁判所」に、「一關簡易裁判所」を「関簡易裁判所」に、同表所在地の欄中「東京都北多摩郡武蔵野町」を「東京都武蔵野市」に、「栃木縣上都賀郡日光町」を「栃木縣上都賀郡今市町」に、「群馬縣新田郡太田町」を「太田市」に、「静岡縣富士郡吉原町」を「吉原市」に、「静岡縣志太郡島田町」を「島田市」に、「山梨縣南都留郡福地村」を「山梨縣南都留郡下吉田町」に、「大阪府三島郡茨木町」を「茨木市」に、「大阪府北河内郡枚方町」を「枚方市」に、「大阪府泉南郡佐野町」を「泉佐野市」に、「奈良縣北葛城郡高田町」を「大和高田市」に、「名古屋市中川区」を「名古屋市中村区」に、「福井縣南條郡武生町」を「武生市」に、「岩手縣西磐井郡一關町」を「一關市」に、「北海道留萌町」を「留萌市」に改める。

別表第五表地方裁判所の欄中「地方裁判所」を「地方裁判所及家庭裁判所」に、同表豊島簡易裁判所の管轄区域の欄中「板橋区」を「板橋区 練馬区」に改め、同表武蔵野簡易裁判所の項を次のように改める。

<p>吉原 静岡縣の内 吉原市 富士宮市 富士郡</p>	<p>島田 静岡縣の内 島田市 志太郡 榛原郡</p>	<p>濱松 静岡縣の内 濱松市 磐田市 濱名郡 磐田郡の内 掛塚町 今井村 三川村 廣瀬村 岩田村 富岡村 池田村 井通村 十東村 御厨村 南御厨村 於保村 福田町 長野村 袖浦村 大藤村 向笠村 田原村 豊濱村 袋井町 久努村 上淺羽村 東淺羽村 西淺羽村 幸浦村</p>	<p>茨木 大阪府の内 茨木市 高槻市 三島郡の内 富田町 三宅村 安威村 福井村 玉島村 豊川村 石河村 見山村 清溪村 鳥飼村 三箇牧村 五領村 島本町</p>	<p>布施 大阪府の内 布施市 八尾市 中河内郡の内 枚岡町 盾津町 玉川町 高安村 南高安村 孔舎衛村 大戸村 繩手町 三野郷村 英田村 曙川村 若江村</p> <p>枚方 大阪府の内 枚方市 守口市 北河内郡</p>	<p>岸和田 大阪府の内 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉北郡の内 和泉町 忠岡町 八坂町 信太村 北池田村 北松尾村 南池田村</p>
<p>佐野 大阪府の内 泉佐野市 泉南郡</p>	<p>横山村 南横山村 南松尾村</p>	<p>神戸 兵庫縣の内 神戸市の内 生田区 兵庫区 長田区 須磨区 垂水区の内 東垂水町 舞子町 西垂水町 多聞町 名谷町 鹽屋町 下畑町 美囊郡</p>	<p>明石 兵庫縣の内 明石市 明石郡 神戸市の内 垂水区の内 伊川谷町 榎谷町 押部谷町 玉津町 平野町 神出町 岩岡町</p>	<p>愛知中村 愛知縣の内 名古屋市の内 中村区 中川区 港区</p>	<p>富山縣の内 東礪波郡の内</p>

同表吉田簡易裁判所の管轄区域の欄中「福地村 下吉田町 明見村」を「下吉田町 富士上吉田町 明見町」に、同表諏訪簡易裁判所の管轄区域の欄中「永明村」を「ちの町」に、同表小千谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「片貝村」を「片貝町」に、同表阿倍野簡易裁判所の管轄区域の欄中「巽村」を「巽町」に、同表大阪池田簡易裁判所の管轄区域の欄中「止々呂村 箕面村 菅野村」を「箕面村」に改め、同表茨木簡易裁判所、布施簡易裁判所、枚方簡易裁判所、岸和田簡易裁判所及び佐野簡易裁判所の項をそれぞれ次のように改める。

同表峯山簡易裁判所の管轄区域の欄中「與謝郡の内 野間村」を削り、同表神戸簡易裁判所の項を次のように改める。

同表西宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「本庄村」を「本庄村 鳴尾村」に改め、同表尼崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「武庫郡の内」を削り、同表明石簡易裁判所の項を次のように改める。

同表葛城簡易裁判所の管轄区域の欄中「北葛城郡」を「大和高田市 北葛城郡」に、同表御坊簡易裁判所の管轄区域の欄中「由良村」を「由良町」に改め、同表中川簡易裁判所の項を次のように改める。

同表愛知瀬戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「旭村」を「旭町」に、同表半田簡易裁判所の管轄区域の欄中「東浦村」を「東浦町」に、同表安城簡易裁判所の管轄区域の欄中「碧海郡」を「碧南市」「碧海郡」に、同表宇治山田簡易裁判所の管轄区域の欄中「下外城田村」を「下外城田村 吉津村 島津村 鶴倉村 中島村」に改め、同表三瀬谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「吉津村 島津村 鶴倉村 中島村」及び同表御嵩簡易裁判所の管轄区域の欄中「飯地村」を削り、同表武生簡易裁判所の管轄区域の欄中「南條郡」を「武生市 南條郡」に改め、同表出町簡易裁判所の項を次のように改める。

出町	油田村 南般若村 東般若村 梅檀野村 般若村 柳瀬村 太田村 庄下村 五鹿屋村 東野尻村 中野村 雄神村 梅檀山村 種田村 福野町 山野村 井波町 青島村 利賀村 東山見村 南山見村 高瀬村 林村 鷹栖村 西礪波郡の内 是戸村 高波村
----	---

同表簡易裁判所の管轄区域の欄中「下蒲刈島村」を「下蒲刈島村 向村」に改め、同表尾道簡易裁判所の管轄区域の欄中「津之郷村」を「津之郷村 瀬戸村」を削り、「山南村」を「山南村 横島村 田島村」に改め、同表因島簡易裁判所の管轄区域の欄中「三浦村」を削り、同表福山簡易裁判所の管轄区域の欄中「水呑村」を「水呑町 津之郷村 瀬戸村」に改め、「横島村 田島村」を削り、同表山口簡易裁判所の管轄区域の欄中「鑛銭司村」を「鑛銭司村 阿知須町」に改め、同表岡山簡易裁判所、玉野簡易裁判所、玉島簡易裁判所、倉敷簡易裁判所、笠岡簡易裁判所、高梁簡易裁判所、津山簡易裁判所、林野簡易裁判所及び鳥取簡易裁判所の項をそれぞれ次のように改める。

岡山	岡山縣の内 岡山市 御津郡 赤磐郡 上道郡 吉備郡の内 福谷村 岩田村 日近村 大井村 足守町 阿曾村 生石村 服部村 高松町 眞金町 都窪郡の内 加茂村 吉備町 妹尾町 福田村 庄村 兒島郡の内 與除村 藤田村
----	--

玉野	岡山縣の内 玉野市 兒島市 兒島郡の内 藤戸町 郷内村 琴浦町 灘崎村 粒江村 莊内村 胸上村 山田村 甲浦村 八濱町 小串村 銚立村
----	---

玉島	岡山縣の内 淺口郡の内 玉島町 長尾町 船穂町 富田村 黒崎村 金光町 寄島町 六條院 町 里庄村 鴨方町 吉備郡の内 吳妹村 穂井田村
----	---

倉敷	岡山縣の内 倉敷市 都窪郡の内 早島町 茶屋町 常盤村 豊洲村 帯江村 中庄村 山手村 清音村 三須村 菅生村 兒島郡の内 福田町 淺口郡の内 連島町 西阿知町 吉備郡の内 總社町 池田村 秦村 二万村 岡田村 川邊村 神在村 園村 久代村 山田村 箭田村 新本村
----	--

笠岡	岡山縣の内 小田郡の内 笠岡町 金浦町 城見村 陶山村 大井村 吉田村 新山村 今井村 神島外村 北木島村 眞鍋島村 稻倉村 大江村 神島内村 淺口郡の内 大島村
----	--

高梁	岡山縣の内 上房郡 川上郡 吉備郡の内 日美村 富山村 大和村 下倉村 水内村
----	--

津山	岡山縣の内 津山市 苫田郡 久米郡 勝田郡の内 河邊村 大崎村 勝加茂村 新野村 廣戸村 瀧尾村 北吉野村 豊田村 廣野村
----	--

林野	岡山縣の内 英田郡 勝田郡の内 勝間田町 勝田町 飯岡村 豊國村 豊並村 梶並村 吉野村 高取村 植月村 公文村 古吉野村 北和氣村 湯郷村 南和氣村
----	--

鳥取縣の内	
-------	--

鳥取
鳥取市 岩美郡 氣高郡
八頭郡の内
下私郡村 中私郡村 上私郡村

同表河原簡易裁判所の管轄区域の欄中「氣高郡の内 大和村 神戸村」を削り、同表米子簡易裁判所の管轄区域の欄中「江尾村」を「江尾町」に改め、同表小倉簡易裁判所の管轄区域の欄中「企救郡」を削り、同表佐賀簡易裁判所及び小城簡易裁判所の項をそれぞれ次のように改める。

佐賀
佐賀縣の内
佐賀市 佐賀郡 神埼郡
小城郡の内
南山村 北山村

小城
佐賀縣の内
小城郡の内
小城市 牛津町 西多久村 砥川村 多久村 芦刈村 北多久村 三日月村 南多久村 東多久村

同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「高島村」を「高島町」に、同表平戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「鹿町村」を「鹿町町」に、同表別府簡易裁判所の管轄区域の欄中「由布院村」を「由布院町」に、同表竹田簡易裁判所の管轄区域の欄中「長湯村」を「長湯町」に改め、同表熊本簡易裁判所、三角簡易裁判所、山鹿簡易裁判所、濱町簡易裁判所、八代簡易裁判所、水俣簡易裁判所及び天草簡易裁判所の項をそれぞれ次のように改める。

熊本
熊本縣の内
熊本市 飽託郡
菊池郡の内
大津町 瀬田村 陣内村 原水村 津田村 合志村 護川村 平眞城村 西合志村 泗水村 田島村
阿蘇郡の内
錦野村 山西村
下益城郡の内
松橋町 當尾村 豊川村 河江村 小川町 海東村 小野部田村 豊福村 豊野村 中山村 隈庄町 豊田村 杉上村 杉合村 守富村
宇土郡の内
宇土町 轟村 花園村 緑川村 網津村 不知火村 松合町

三角
熊本縣の内
宇土郡の内
三角町 網田村 大嶽村 郡浦村 戸馳村

天草郡の内
登立町 維和村 中村 上村 湯島村

山鹿
熊本縣の内
鹿本郡
菊池郡の内
北合志村 隈府町 河原村 戸崎村 花房村 菊池村 加茂川村 清泉村 磐村 城北村 龍門村 迫間村 水源村 旭野村

濱町
熊本縣の内
上益城郡の内
濱町 名連川村 朝日村 御嶽村 白糸村 下矢部村 中島村 小峯村
阿蘇郡の内
馬見原町 菅尾村

八代
熊本縣の内
八代市 八代郡
葦北郡の内
日奈久町 二見村 百濟來村

水俣
熊本縣の内
葦北郡の内
水俣町 田浦村 佐敷町 湯浦村 津奈木村 久木野村 大野村 吉尾村

天草
熊本縣の内
天草郡の内
本渡町 佐伊津村 御領村 鬼池村 手野村 城河原村 本村 龜場村 櫛宇土村 宮地岳村 中田村 錠石村 宮地村 大多尾村 楠浦村 志柿村 島子村 下浦村 栖本村 宮田村 浦村 棚底村 大道村 御所浦村 高戸村 樋島村 富岡町 志岐村 坂瀬川村 二江町 都呂々村 福連木村 下田村 高濱村 今津村 阿村 教良木河内村 姫戸村 大浦村 須子村 赤崎村 上津浦村 下津浦村 楠雨村

同表牛深簡易裁判所の管轄区域の欄中「早浦村 龜浦村」を「二浦村」に改め、同表伊集院簡易裁判所の項を次のように改める。

伊集院
鹿児島縣の内
日置郡の内
伊集院町 伊作町 市來町 串木野町 東市來町 上伊集院村 吉利村 郡山村 下伊集院村 日置村 永吉村

同表知覽簡易裁判所の管轄区域の欄中「知覽町」を「知覽町 川邊町」に改め、同表加世田簡易裁判所の項を次のように改める。

加世田	鹿兒島縣の内 川邊郡の内 加世田町 萬世町 勝目村 笠沙町 枕崎町 西南方村 日置郡の内 田布施村 阿多村
-----	---

同表鹿屋簡易裁判所の管轄区域の欄中「始良村」を「吾平町」に、同表大根占簡易裁判所の管轄区域の欄中「佐多村」を「佐多町」に、同表郡山簡易裁判所の管轄区域の欄中「谷田川村」を「谷田川村 二瀬村」に改め、同表三春簡易裁判所の管轄区域の欄中「二瀬村」、同表長井簡易裁判所の管轄区域の欄中「東置賜郡の内」及び同表盛岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「九戸郡の内」江刈村」を削り、同表一關簡易裁判所の項を次のように改める。

一 関	岩手縣の内 一関市 西磐井郡 東磐井郡の内 長島村 舞川村 千厩町 折壁村 矢越村 小梨村 八澤村 大津保村 藤澤村 黄海村 薄衣村 奥玉村 磐清水村 門崎村 松川村 猿澤村 田河津村 摺澤町 澁民村 興田村 長坂村 大原町
-----	---

同表本莊簡易裁判所の管轄区域の欄中「大正寺村」を削り、同表三本木簡易裁判所の管轄区域の欄中「三澤村」を「大正寺町」に改め、同表苦小牧簡易裁判所の項を次のように改める。

苦小牧	北海道の内 苦小牧市 勇拂郡の内 安平村 厚真村 鶴川村 穂別村
-----	---

同表紋別簡易裁判所の管轄区域の欄中「瀧上村」を「瀧上町」に、同表留萌簡易裁判所の管轄区域の欄中「留萌郡」を「留萌市 留萌郡」に、同表遠輕簡易裁判所の管轄区域の欄中「佐呂間村」を「佐呂間町 若佐村」に、同表根室簡易裁判所の管轄区域の欄中「花咲郡」を「花咲郡 野付郡」に改め、同表標津簡易裁判所の管轄区域の欄中「野付郡」を削り、同表赤岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「大正村」を「香宗村 山南村 富家村 徳王子村」に、同表窪川簡易裁判所の管轄区域の欄中「大正町」を「大正町」に、同表中村簡易裁判所の管轄区域の欄中「津大村」を「津大村 清水町 伊豆田村 三崎町 下川口村」に改め、同表宿毛簡易裁判所の管轄区域の欄中「清水町 伊豆田村 三崎町 下川口村」を削り、同表愛媛三島簡易裁判所の管轄区域の欄中「金生村」を「金生町」に改める。

1 この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。

附則

2 この法律施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律
罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律
罹災都市借地借家臨時処理法(昭和二十一年法律第十三号)第二十五條の二の災害を左表上欄記載の通り、同欄記載の災害につき同條の規定を適用する地区を同表下欄記載の通り定める。

災	害	地	区
昭和二十三年六月二十八日北陸地方におこつた震災及びこれに伴つておこつた火災	福井縣のうち 福井市 足羽郡のうち 酒生村 六條村 吉田郡のうち 西藤島村 中藤島村 松岡町 坂井郡のうち 芦原町 伊井村 金津町 高椋村 大石村 本莊村 鶉村 石川縣のうち 江沼郡のうち 大聖寺町	東郷村 社村 河合村 岡保村 五嶺ヶ島村 北瀧村 伊井村 長畝村 磯部村 兵庫村 木部村 大安寺村 細呂木村 東十郷村 丸岡町 春江町 大関村 森田町 東藤島村	
昭和二十三年七月二十四日福井地方におこつた水害	福井縣のうち 福井市 吉田郡のうち 西藤島村	中藤島村	
昭和二十三年九月十六日東北地方におこつた風水害	岩手縣のうち 一関市	宮古市	

この法律は、公布の日から施行する。

附則

昭和二十三年十一月十九日印刷

昭和二十三年十一月二十日発行

參議院事務局

印刷者 印刷局